

中間報告（案）

高岡市DV対策基本計画

（配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

（第2次）

～暴力を生み出さない社会を目指して～

平成28年10月
高岡市男女平等推進市民委員会



第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力^{※1}（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、男女平等・共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

本市では、平成24年2月に高岡市DV対策基本計画(配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)を策定し、配偶者暴力相談支援センター^{※2}機能の整備や若い世代への啓発などを積極的に取り組んできました。

しかしながら、相談室に寄せられるDVに関する相談内容は複雑化・深刻化してきています。このたび、現行の計画が計画期間満了を迎えることから、社会情勢の変化やDV防止及び被害者支援のための取り組みのより一層の充実を図るため「高岡市DV対策基本計画（第2次）」を策定するものです。

※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

- ・配偶者暴力防止法が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手及び暴力を受けた後に離婚（事実上離婚したと同様の事情に入ることも含む。）をした当該配偶者、生活の本拠を共にする関係を解消後の元交際相手からの暴力を言いますが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナーからの暴力も含め、「配偶者等からの暴力」とします。
- ・ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、この計画においては、身体的暴力（平手でうつ・足でける）だけでなく、精神的暴力（人格を否定するような暴言を吐く・無視する）や性的暴力（性的行為を強要する・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・仕事に就くことを許さない）なども含みます。

※2 配偶者暴力相談支援センター＝配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項に掲げる相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護申し立ての支援等を行う。



2 計画の背景

国・県の動き

国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。その後、平成16年12月、平成19年7月の2度の改正が行われました。

平成19年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命等に対する脅迫まで拡充、接近禁止命令の被害者の親族等への拡充、裁判所が無言電話等の禁止命令も発することができるなど、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされました。

平成25年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となりました。

また、平成27年12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点的に取り組む個別分野の第7分野に位置付けるとともに、改めて強調する視点として掲げています。

富山県においては、平成18年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」に基づき、配偶者暴力相談支援センターである富山県女性相談センターを中心として、関係機関と連携しながら、DVの相談、保護等の支援を積極的に進めてきました。また、平成21年3月には第2次計画、平成28年3月には第3次計画を策定し、女性相談センターの相談機能の充実、保護体制の整備や若年層に対する予防啓発に取り組んでいます。

高岡市の取り組み

本市においては、平成17年11月に制定した高岡市男女平等推進条例第7条において、性別による権利侵害の禁止等を明記するとともに、平成20年1月に策定した高岡市男女平等推進プランの基本目標Ⅲ「男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備」に重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」として掲げ、配偶者等からの暴力の被害者への支援や暴力防止に取り組んできました。

平成16年4月に開館した男女平等推進センターでは、相談室を設け、DVや



セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、市民等との連携・協力による普及・啓発事業の実施、関係機関や民間支援団体との連携の強化などに取り組んできました。

平成24年2月に策定した高岡市DV対策基本計画に基づき、平成24年4月に男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を設置し、関係機関と調整を図り、総合的な被害者支援に取り組んでいます。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に基づく基本計画です。
- (2) DV防止法第2条の2第1項に基づき、国が定める「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に即し、同法第2条の3第1項に基づく「富山県DV対策基本計画」の内容を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、本市のDVに関する施策を推進する指針とするものであり、「高岡市総合計画」と整合性を図りながら、この計画と同時に策定する「高岡市男女平等推進プラン」の基本目標Ⅲ、8 施策の方向「配偶者等からの暴力の防止」に関する詳しい取り組み内容について定めるものです。

4 計画の基本的な考え方

- (1) DVはどんな理由があっても、決して許されないという認識に立つこと
- (2) DVの特徴や被害の実態を客観的に理解し、DVを生み出さない対策から、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めること
- (3) 本市の課題に即した取り組みの推進
- (4) 国・県、市町村等の関係機関及び民間支援団体等との連携強化を図ること



5 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正その他の情勢の変化があった場合には、必要に応じて、計画内容を見直します。



第2章 DVの現状と課題

1 DV相談等の状況

(1) 高岡市男女平等推進センター相談室の状況

高岡市男女平等推進センターの相談室は、平成16年4月に開設し、悩みごと相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

相談件数は、平成16年度の669件から、平成24年度の3,379件をピークに増加傾向にありましたが、平成27年度は2,574件と減少傾向に転じています。

DV相談については、平成16年度の90件から、平成24年度の1,911件まで年々増加していましたが、平成27年度には1,001件とピーク時よりは減少しました。しかし、平成16年度では全体の13.4%であったものが、平成25年度は全相談件数の約6割、平成27年度でも4割近くを占めています。相談者の年代は、40代が最も多く、30代とあわせると6割以上となります。また、若い世代に加えて60歳代から70歳代の相談が増加傾向にあります。

相談者の最近の傾向としては、精神的暴力に関する相談が目立っています。暴力を長期間受けていたことにより、うつ症状やパニック障害など、精神的に不調を抱えているケースも少なくありません。

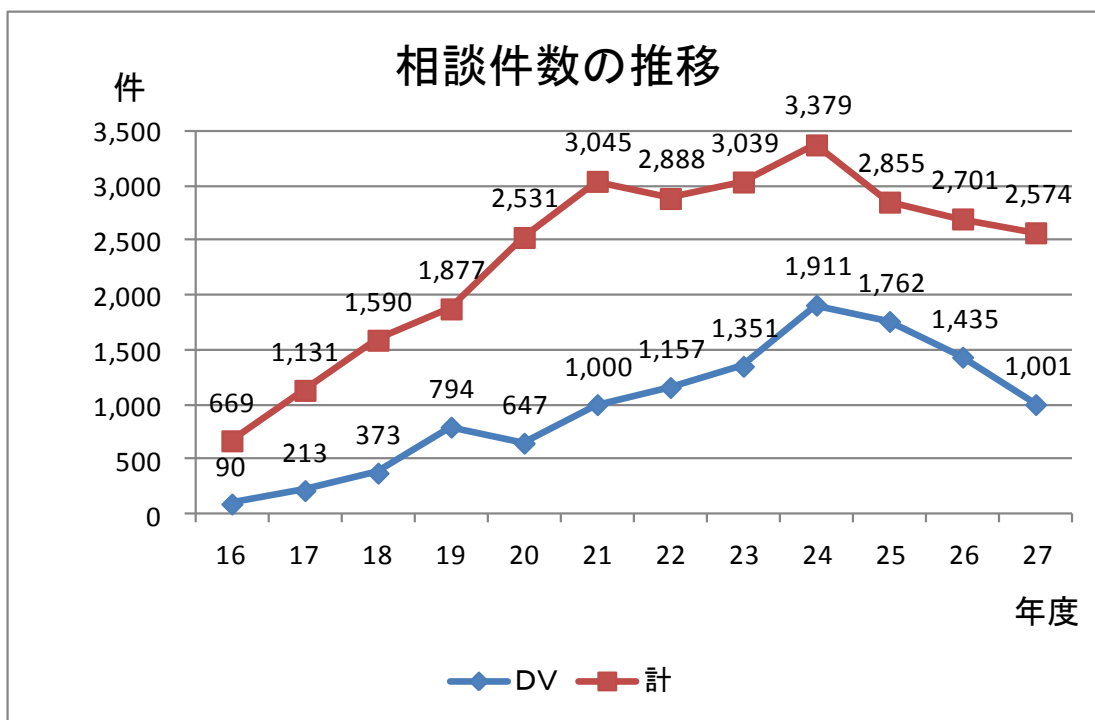
また、30代から40代あたりの子育て世代の相談者には、子どもへの支援や自立支援が重要です。40代から50代の相談者では、若い世代に比べ、実家を頼ることができないことや就業先の選択幅が狭くなるなど、自立への課題があります。50代以上の場合、若い頃から長年にわたってDVを受けてきた結果、自分が深刻な状況にあるにもかかわらず、老後のことが心配で、新たな生活を始めるなど、次のステップに踏み出せない場合が少なくありません。



①高岡市男女平等推進センターの主訴別相談件数（延べ）

年度 主訴	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
DV	90	213	373	794	647	1,000	1,157	1,351	1,911	1,762	1,435	1,001 件 (38.9%)
生き方	130	440	769	739	1,132	1,229	885	834	734	290	377	348 件 (13.5%)
精神 保健	75	49	27	12	50	69	40	85	85	128	376	547 件 (21.3%)
夫婦の 問題	153	224	254	216	450	439	371	369	209	148	117	140 件 (5.4%)
子ども の問題	42	58	53	31	52	129	186	157	102	96	134	282 件 (10.9%)
*その他	179	147	114	85	200	179	249	243	338	431	262	256 件 (9.9%)
計	669	1,131	1,590	1,877	2,531	3,045	2,888	3,039	3,379	2,855	2,701	2,574 件 (100%)

*その他（ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、金銭問題、職業の問題など）





②高岡市男女平等推進センターの年代別相談件数（延べ）

年度 年代	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
10代	0	6	1	3	2	15	5	0	16	0	31	9件 (0.3%)
20代	171	180	199	157	273	195	116	117	203	285	230	214件 (8.3%)
30代	276	585	762	1,008	1,377	1,464	1,048	807	988	1,095	626	576件 (22.4%)
40代	63	205	443	472	569	861	1,293	1,608	1,502	886	1,216	1,139件 (44.3%)
50代	104	98	83	93	132	191	203	310	422	362	216	209件 (8.1%)
60代	47	45	88	130	167	278	199	169	160	172	315	385件 (15%)
70代	7	8	12	14	7	40	19	28	87	52	60	42件 (1.6%)
80代	1	4	2	0	4	1	5	0	1	3	7	0件 (0%)
計	669	1,131	1,590	1,877	2,531	3,045	2,888	3,039	3,379	2,855	2,701	2,574件 (100%)



③各部署におけるDV相談受付件数

部署 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
男女平等推進センター	794	647	1,000	1,157	1,351	1,911	1,762	1,435	1,001件
市民協働課 (平成27年度～ 共創まちづくり課)	20	4	6	5	4	2	2	3	1件
高齢介護課	0	6	5	3	9	10	12	19	12件
児童育成課 (平成27年度～ 子ども・子育て課)	15	17	13	18	13	11	9	8	1件
健康増進課	0	0	2	0	2	1	14	2	1件
計	829	674	1,026	1,183	1,379	1,935	1,799	1,467	1,016件

④一時保護の状況

高岡市では、富山県女性相談センターへ一時保護を依頼し、被害者の当面の安全確保を行っています。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
県女性相談センター への一時保護依頼 件数	0	0	5	6	1	2	5	6	4	7	3	2件

⑤保護命令の状況

DVにより被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して被害者への接近禁止等を命令します。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
男女平等推進センター が関わった保護命令 発令件数	1	1	9	8	0	6	0	2	0	4	2	2件



⑥市営住宅への入居状況

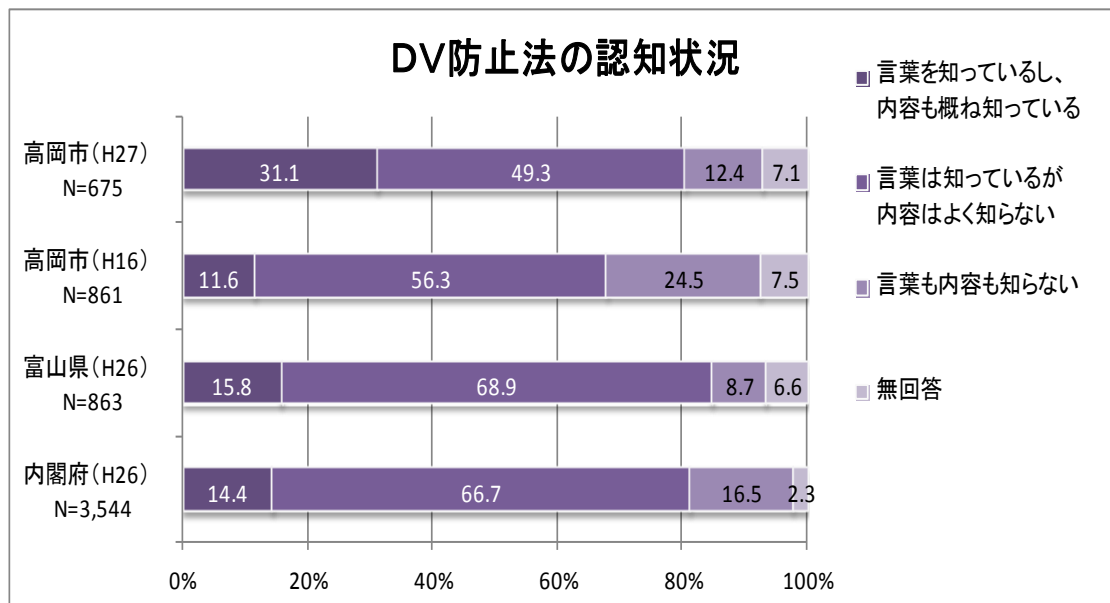
一時保護が行われた、または、裁判所の保護命令が加害者に発令されている被害者の市営住宅への優先入居を配慮しています。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
D V 被害者の市営住宅への入居件数	1	1	2	0	0	2	0	1	0 件

(2) 平成 27 年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査（抜粋）

① DV防止法の周知状況

DV防止法の周知度は、「言葉は知っているが内容はよく知らない」と答えた人の割合が 49.3%と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」と答えた人が 31.1%、反対に「言葉も内容も知らない」と答えた人は 12.4%となっています。前回調査と比べると、広い意味での認知度は前回の 67.9%（「法律があることも、その内容も知っている」＋「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」）から 12.5 ポイント高くなっています。



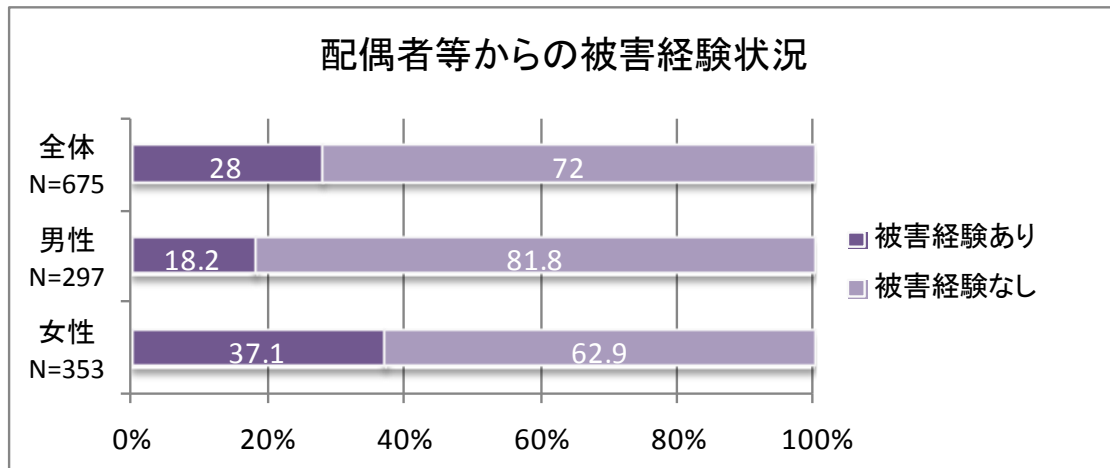
資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）
内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）



② 配偶者等からの被害経験状況

これまでに夫や妻、パートナー、恋人との間で、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「何度もされた」あるいは「一、二度された」とする被害経験が一つ以上ある人についてみますと、何らかの被害経験のある人の割合は全体（N＝675）の28%となっています。

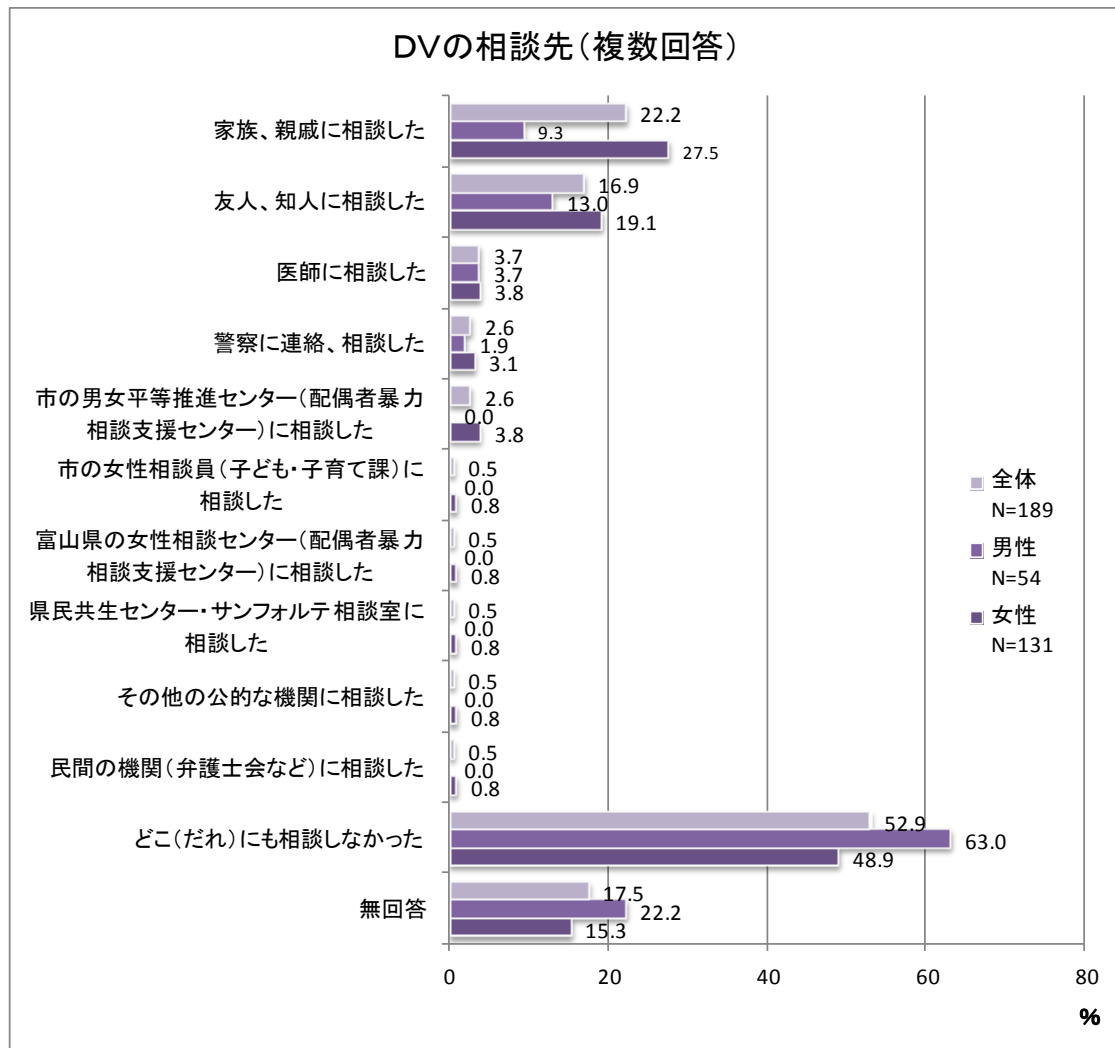
性別にみますと、男性で18.2%、女性で37.1%の被害経験があります。





③ 暴力被害についての相談相手等

配偶者等から何らかの被害を受けたことがあった人に、受けた行為についての相談先等を聞いたところ、全体をみると、具体的な相談相手としては、「家族、親戚」と「友人、知人」とする割合が高いが、約半数がどこ（だれ）にも相談していない状況です。



回答者がなかった選択肢：人権擁護委員や民生委員に相談した



2 高岡市DV対策の現状と課題

本市では、高岡市DV対策基本計画（平成24年度～平成29年度）を策定し、暴力を許さない社会を目指して、安心して相談できる体制の整備や被害者の安全確保、自立を支援する体制の強化などに取り組んできました。

○主な取り組みと課題

暴力を許さない意識づくりを推進するために、若い世代への啓発に向けて、DV被害者支援グループ等市民と男女平等推進センターが協力し、DV予防啓発プログラムの検討・作成を行い、中学生へのデートDV※³等予防啓発講座を実施しています。

男女平等推進センター相談室では、被害者の緊急時における安全の確保のため、一時保護や保護命令申し立ての申請手続の支援や補助、警察や裁判所など関係機関への同行支援、自立支援のアドバイスなどを行ってきました。平成24年4月には、配偶者暴力相談支援センター機能を持たせ、被害者の支援について関係機関と調整を図り、総合的に支援を行うよう取り組んでいます。臨床心理士によるカウンセリングの実施や保護・支援に関する各種証明書の発行など相談・支援を充実させるとともに、高岡市DV対策関係機関連絡会を開催し連携の強化を図っています。

また、生活支援制度の情報提供など自立支援、被害者が同伴する子どもの安全保護・就学支援にも努めています。

さらに、本市においては民間支援団体が、それぞれの活動を生かして生活資金の無利子貸出や生活用品の提供、講演会を開催するなどの啓発活動を実施しています。

しかし、相談室に寄せられる相談内容は年々複雑化・多様化しており、いくつもの課題や困難を抱えている被害者や、深刻化してから相談室につながる被害者もあり、長期的な支援が必要になる場合もあります。

これらのことから、DVに対する正しい理解を促進し、DVを生み出さないための予防・啓発に重点的に取り組むことが大切であり、被害が深刻化する前に相談機関につながるよう、男女平等推進センターが身近な相談施設であると一層周知を図る必要があります。

よって、庁内外の関係部署や関係機関、市民や民間支援団体とのこれまで以上の連携が重要であり、あらゆる支援に総合的に施策の推進を図ることが必要です。

さらに、相談員の資質向上のため、専門研修の受講や他機関の相談員との連絡会議に参加し、最新の情報や傾向、知識を得ることが大切です。

※3 デートDV＝恋人間で起こるDVのこと。



3 重点的に取り組む事業

本市のDV施策の現状と課題、相談状況、民間支援団体など市民の皆様からの意見を踏まえ、DVを生み出さないために、DVを早期発見するために、次の課題について重点的に取り組むこととします。

● DVに関する正しい理解の促進

- ・DVは身近にある重大な人権侵害であり、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「身体的暴力」、「経済的暴力」も含まれ、被害者の心身の健康に深刻かつ長期的な影響を与えることを、市民や被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や地域での支援者等に啓発します。
- ・子どもの前でDVを行なうことは直接子どもに対して向けられた行為でなくても児童虐待であり、子どもに様々な心身の症状が表れることがあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあり、子どもの将来にまで影響があることを併せて啓発します。

● 若い世代へのDV予防啓発の推進

- ・婚姻関係にない交際相手からの暴力「デートDV」の被害が問題になっています。
- ・人権尊重の意識を高める教育は、幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、学校などで充実していく必要があります。
- ・若い世代に対し、暴力に頼らない問題解決について考える機会を提供することでDVの未然防止に努めます。

● 配偶者暴力相談支援センター機能と相談窓口の充実

- ・配偶者暴力相談支援センターでもある高岡市男女平等推進センターが「身近で安心して相談できる機関」と認識されるよう、市民や地域での支援者等へ周知します。
- ・職員に対して、DVについての理解を深め、被害者に二次的被害を与えない対応の徹底が必要です。
- ・被害者が訪れる可能性のある機関のすべてが「相談窓口」の認識を持ち、情報提供できるように意識啓発を進めます。

● 緊急時の安全確保

- ・被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは一時保護につなげていますが、一時保護されるまでの間の緊急避難先の確保に努めます。



- ・被害者も支援者も安心して相談できるよう、男女平等推進センターの安全確保に努めます。

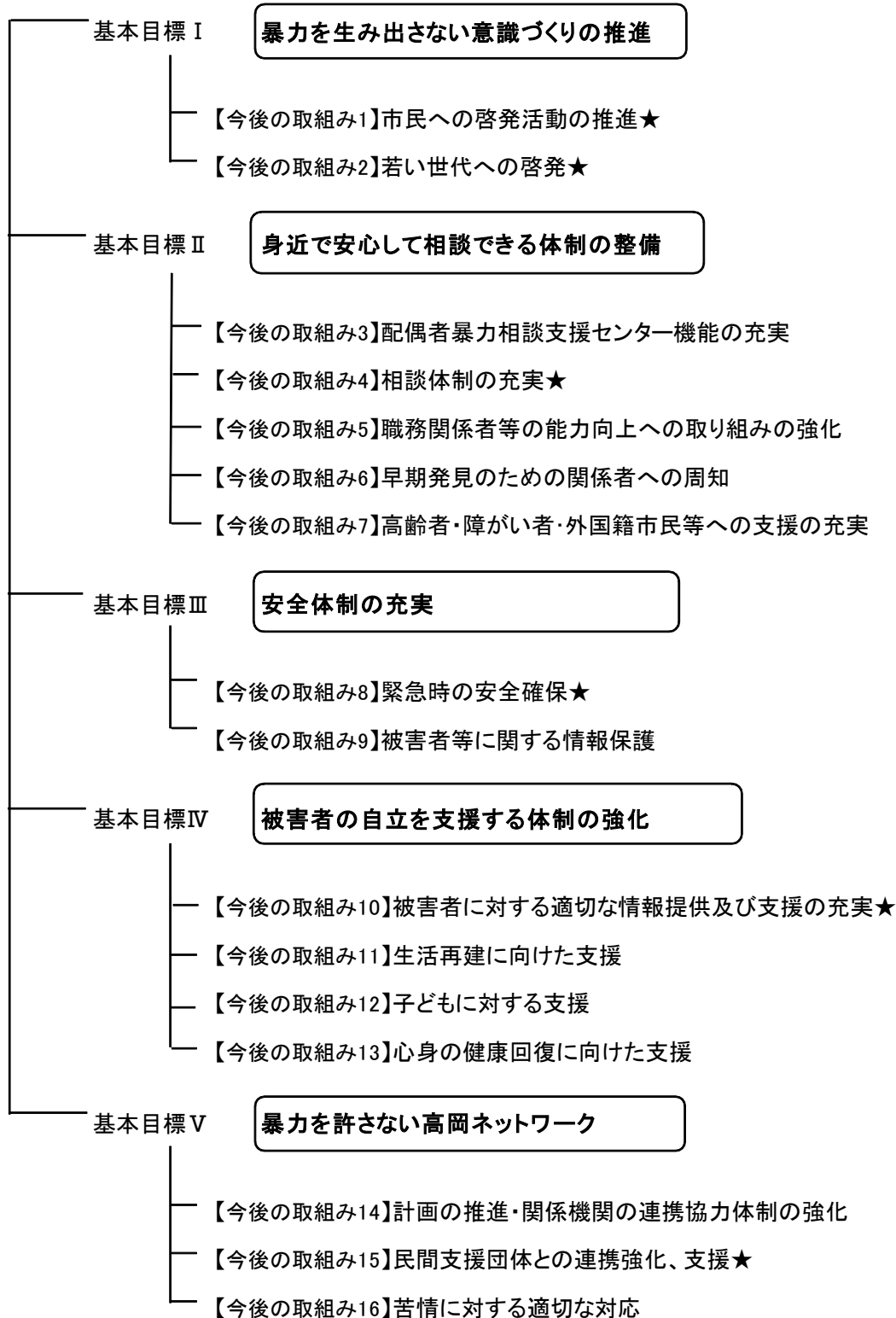
- **関係機関、民間支援団体等との連携・協力**

- ・被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行うため、住民にとって最も身近な相談窓口である市町村は、関係機関や民間支援団体との更なる連携が求められています。



第3章 DV対策の内容

1 施策の体系



★は、重点的な取り組み



2 DV対策の具体的取り組み

基本目標Ⅰ 暴力を生み出さない意識づくりの推進

暴力を生み出さない意識づくりを推進するために、暴力はどのような理由があっても許されず、暴力を使っても問題解決はせず、暴力による様々な悪影響を啓発することが必要です。

配偶者等からの暴力であるDVは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害ですが、家庭内や個人の問題として潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすくもあります。

市民一人ひとりが人権意識を高め、暴力を生み出さないという意識を社会全体で共有するため、DVは身近にある重大な人権侵害であり、DVに対する正しい理解と認識を深める取り組みが必要です。

また、DVは配偶者間だけの問題でなく、交際相手の携帯電話のメールや着信履歴のチェック、交友関係や行動の監視など、恋人間で起こる「デートDV」も起こっています。

DVの加害者と被害者を生み出さないためには、早い段階から、人間関係のあり方やコミュニケーション方法、男女平等・共同参画についての正しい知識を身につけることが重要であり、人権尊重の意識を高める教育は、幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などでより一層充実していく必要があります。

【今後の取り組み1】市民への啓発活動の推進★

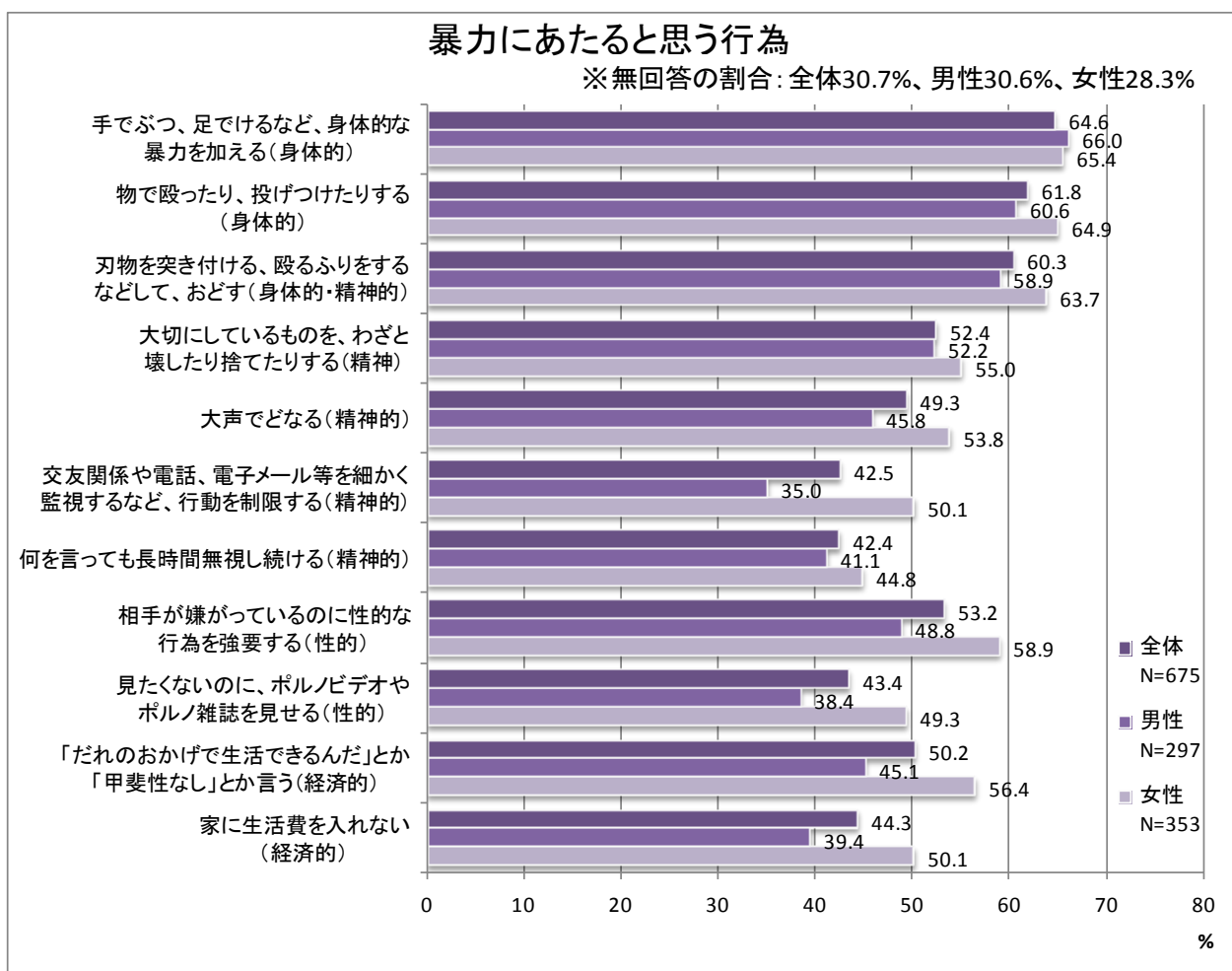
＜現状と課題＞

DV予防啓発講座や「女性に対する暴力をなくす運動」等で積極的に予防啓発に努めてきました。

しかし、平成27年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査では、身体的暴力をDVと考える人の割合は6割を超えていますが、精神及び性、経済的暴力をDVと考える人の割合は3～5割にとどまっています。DVとは身体的暴力のみならず、精神的暴力及び性的、経済的暴力も含まれ、被害者の心身の健康に深刻かつ長期的な影響を与えるという正しい理解が必要です。

また、子どものいる家庭でDVを行なうことは児童虐待であり、子どもに様々な心身の症状が表れることがあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあり、子どもの将来にまで影響を与えることを伝える必要があります。

今後も市民や民間支援団体と連携協力しながら、継続的に効果的な啓発に取り組みます。



資料：高岡市「男女平等・共同参画に関する意識・実態調査報告書」（平成 27 年度）

<取組内容>

◆啓発活動の充実

(1) DV 予防啓発講座の実施【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・DV の特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座や出前講座を実施します。

(2) DV 予防啓発活動【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・DV やセクシュアル・ハラスメントの防止について、チラシ、パンフレット及び情報誌による啓発を行います。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、関連広報物の配付や展示などを行います。



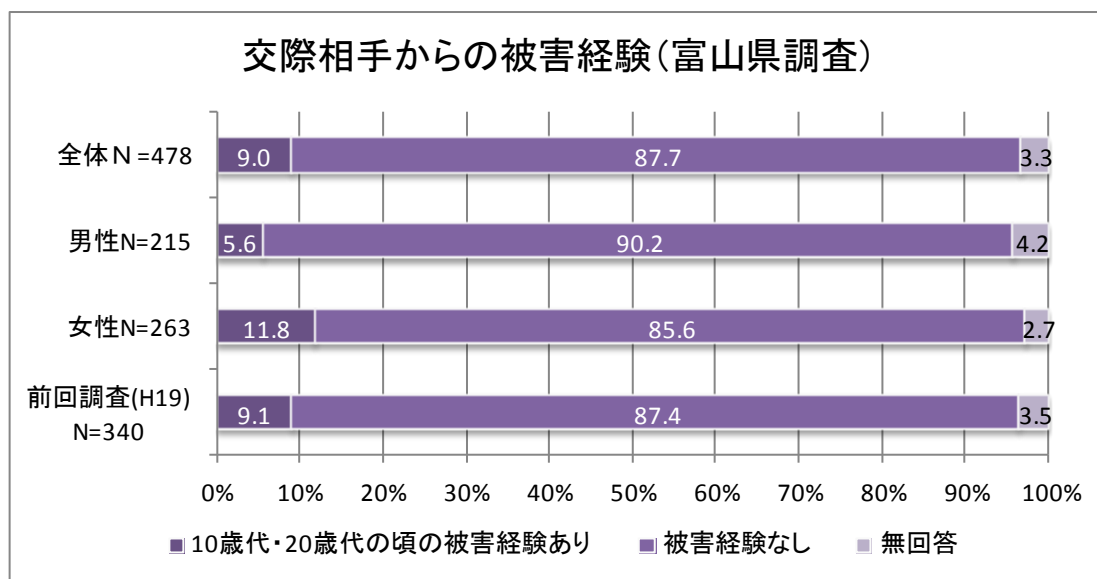
【今後の取り組み２】若い世代への啓発★

＜現状と課題＞

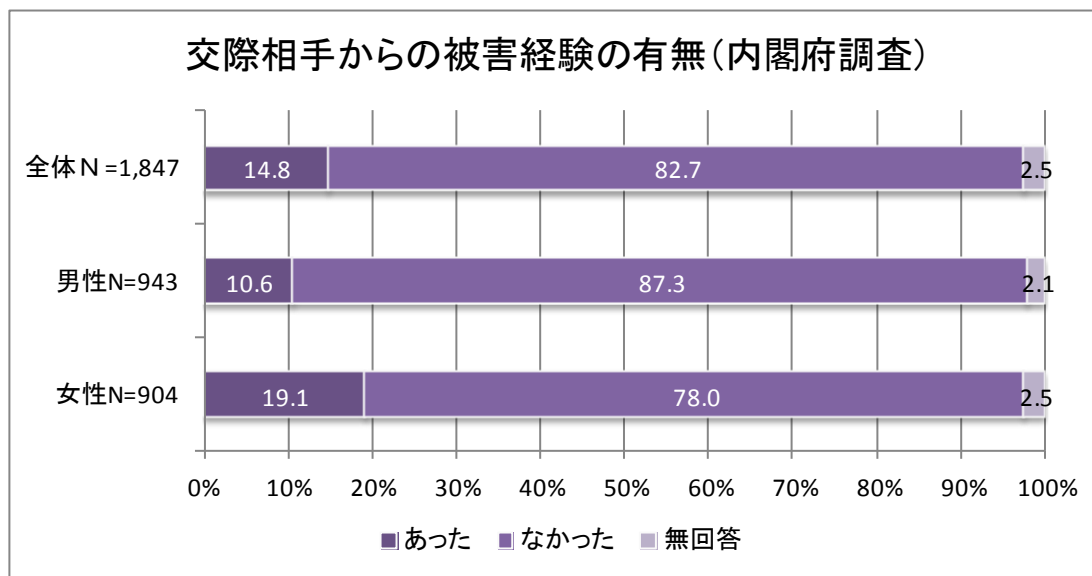
富山県の平成 26 年度の調査では、交際相手からの何らかの被害経験があるとした割合は 9.0%と、平成 19 年度の調査とほぼ変わらず、内閣府が行った平成 26 年度の調査と比べると 5.8 ポイント少なくなっています。

男女間における暴力を防止するために必要だと考えることは、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」(64.6%) が最も多く、次いで「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(53.2%)、「加害者への罰則を強化する」(53.2%) などの順となっています。

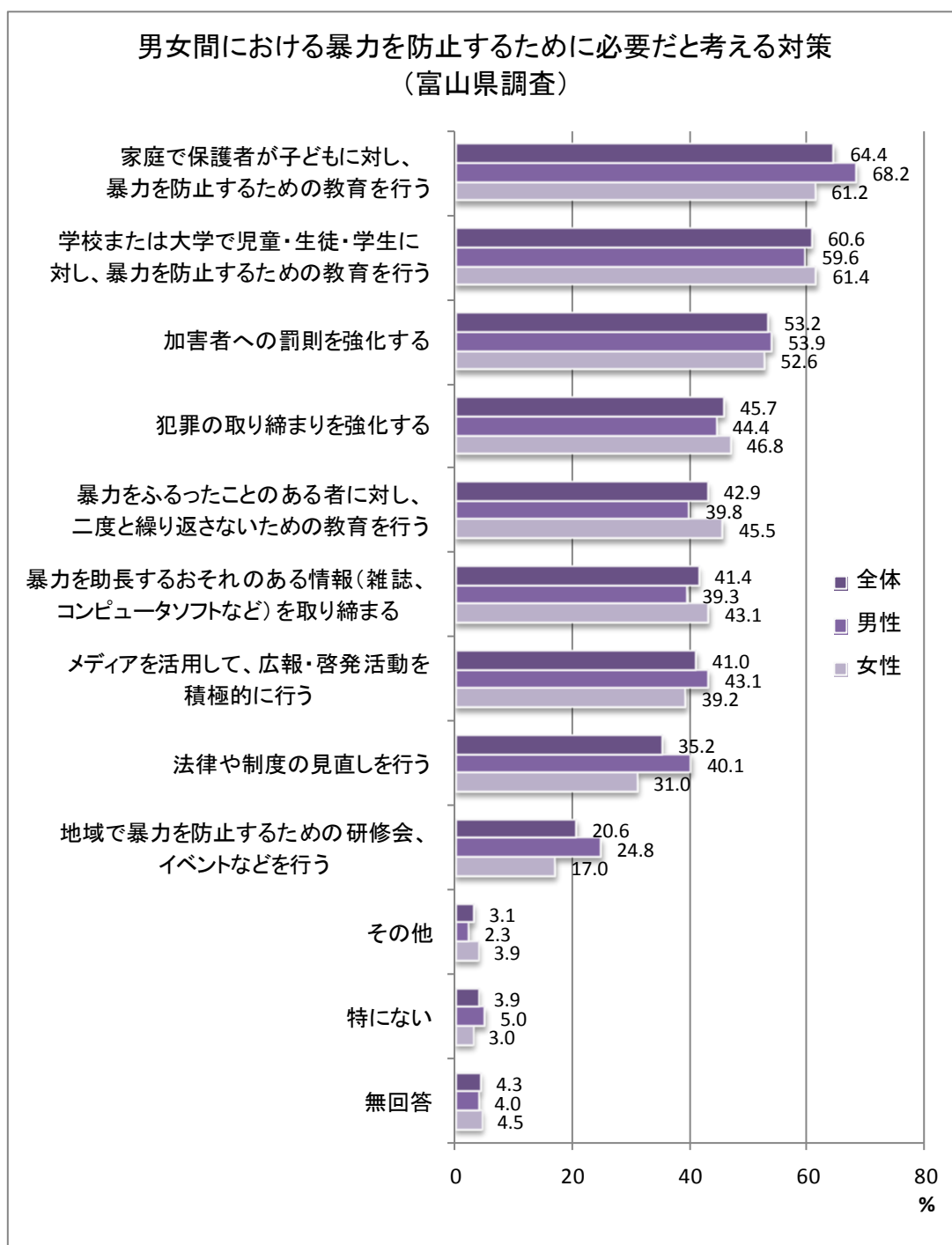
高岡市では、これまでも高校生への「デートDV 予防啓発リーフレット」の配付など、若い世代への啓発を行っていましたが、更に若い世代へ啓発するために平成 24 年度にDV 被害者支援グループや関心をもつ個人などにより組織する「若い世代のDV 等予防啓発プログラム検討チーム」を立ち上げ、平成 25 年度にかけてプログラムの検討・作成等を行いました。平成 25 年度末から市内中学校を訪問して、中学 1 年生を対象にプログラムを用いた「デートDV 等予防啓発講座」を実施しています。全校実施を目指して、効率的な実施方法や体制を検討する必要があります。次世代を担う若者をDV の被害者にも、加害者にも、そして傍観者にもしないために、引き続き若い世代へのDV 予防啓発を進めていきます。



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成 26 年度)



＜取組内容＞

◆若い世代への啓発

- (1) 若い世代のデートDV等予防啓発プログラムの改良・更新【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
 - ・よりわかりやすく、伝わりやすいプログラムにするため、改良・更新に努めます。
- (2) 学校等における教育・啓発【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課】
 - ・デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代がお互いを尊重し、よりよい人間関係を作っていくための知識を身につけ、暴力は絶対に許されないという意識を浸透させる機会を提供することが有用であることから、中学校への「デートDV等予防啓発講座」を実施します。
 - ・毎年、市内全中学校の中学1年生を対象に「デートDV等予防啓発講座」を実施できるよう努めます。そのために、効率的な実施方法や体制、講師の育成等を検討します。
- (3) 高校生への「デートDV予防啓発リーフレット」の配布【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
 - ・デートDV防止に関するチラシ、リーフレットによる啓発を行う中でアンケート調査を行い、高校生の意識の把握に努めます。



基本目標Ⅱ 身近で安心して相談できる体制の整備

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。

男女平等推進センター相談員によるDV相談件数は、配偶者暴力相談支援センター機能を設置した平成24年度をピークに年々減少していますが、寄せられる相談内容は複雑化・多様化しています。

また、平成27年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査では、公的機関への相談割合が低く、DVの相談先について約半数が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思った」と多く回答されており、今後さらに相談窓口について周知するとともに、より身近で気軽に相談できる環境づくりと相談体制の充実が必要です。

【今後の取り組み3】配偶者暴力相談支援センター機能の充実

<現状と課題>

平成24年度に男女平等推進センターに、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、被害者の早期発見と安全確保のため、下記のような取り組みを行っています。

- ・電話相談・面接相談（専任相談員を常時2名配置）
- ・被害者支援のための情報提供、同行支援
- ・関係機関や支援活動グループ等との連携・調整
- ・女性弁護士による無料法律相談
- ・臨床心理士によるカウンセリング
- ・保護・支援に関する各種証明書の発行
- ・関係機関との連携強化（高岡市DV対策関係機関連絡会、庁内DV対策関係課会議の開催）

近年は、相談室に寄せられる相談が複雑化・多様化している傾向があり、身近で相談しやすく適切で迅速な対応ができる体制を整える必要があります。

<取組内容>

◆配偶者暴力相談支援センター機能の充実

引き続き、被害者に対し総合的に支援を行えるよう、男女平等推進センターに設置された「配偶者暴力相談支援センター」機能の充実を図ります。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】



【今後の取り組み4】相談体制の充実★

＜現状と課題＞

平成 27 年度高岡市男女平等・共同参画に関する意識・実態調査では、DVの相談先について、約半数が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答し、相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」と多く回答されています。中には、自分を責めて相談をためらい、相談窓口につながりにくいこともあります。被害者にとって、安心して相談できる窓口が身近にあることを、あらゆる機会を通じて周知していくことが必要です。

＜取組内容＞

◆相談窓口の充実

- (1) 男女平等推進センター相談窓口の周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
 - ・ オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）をより多くの公共施設等に配置し窓口を周知します。
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう周知します。
- (2) DV対策関係課での相談の実施【納税課、共創まちづくり課、多文化共生室、市民課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、建築住宅課、市民病院、学校教育課】
 - ・ 相談者のそれぞれの事情に対応できるよう、利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組み、DVの早期発見に努めます。
- (3) DV対策関係課との連携強化【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・ 被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、定期的に改正点や変更点を見直します。
 - ・ 「DV対応マニュアル（仮称）」を作成、関係各課へ配付し連携を図りやすくします。

【今後の取り組み5】職務関係者等の能力向上への取り組みの強化

＜現状と課題＞

相談内容は複雑化、多様化しており、その対応も一様ではないことから、相談員はそれぞれの被害者の立場にたった配慮を行い、適切な情報提供や、的確な助言を行うことができる知識の習得や技術の向上を図る必要があります。

また、DV対策関係課が、DVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るとともに、DVの理解不足から被害者を傷つける言動を行う等の二次的被害を防止し、適切な対応を行うために、相談窓口等の市職員等に対し研修を実施することが必要です。



<取組内容>

◆研修の強化

(1) 相談員等への研修の実施【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】

- ・相談員等が新しい情報を得られるための会議出席や研修派遣の機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。
- ・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員等のバーンアウト^{※4}（燃え尽き）状態や代理受傷^{※5}を防止するため、メンタルヘルスに配慮します。
- ・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン^{※6}（監督学習）を実施します。

(2) 職員研修の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、人事課】

- ・窓口担当以外の職員もDVに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。

※4 バーンアウト＝相談者からの相談によって相談員などの支援者が過度のストレスを感じ、納得のいく解決策が容易に見出せないことから、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる症状。

※5 代理受傷＝相談員などの支援者が、被害者からの深刻な被害経験や状況等について話を聞くうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。

※6 スーパービジョン＝相談の事例などにおいて、熟練した指導者が、相談員などに示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

【今後の取り組み6】早期発見のための関係者への周知

<現状と課題>

被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者、学校、幼稚園・保育所、医療機関等の関係者へのDVに対する正しい理解や相談窓口、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官への通報の重要性について広く周知することが大切です。

<取組内容>

◆通報や相談窓口の周知

被害者の早期発見に努め、被害者に対し適切な支援情報を提供することや、二次的被害^{※7}を防止するため、富山県「DV被害者対応マニュアル」^{※8}を活用しながら出前講座等を実施するなど、様々な機会を通じて、地域での支援者をはじめ関係者にDVを見逃さないための協力を求めます。

(1) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者に対する周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、社会福祉課、共創まちづくり課】



(2)医療関係者に対する周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

(3)教育・保育関係者への周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課、子ども・子育て課】

- ・子どもを通して被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、DV、デートDVに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。

※7 二次的被害＝配偶者等からの暴力（DV）によって心身ともに傷ついた被害者が、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない不適切な言動で更に傷つくこと

※8 富山県「DV被害者対応マニュアル」＝民生委員・児童委員 富山県男女共同参画推進用
教育関係者用・医療関係者用

【今後の取り組み7】高齢者・障がい者・外国籍市民等への支援の充実

＜現状と課題＞

高齢者・障がい者・外国籍市民等の方々へは、DVに関する相談機関の情報が届きにくいことで、被害が潜在化するとともに、DV以外の課題を抱えていることもあり、長期化・深刻化することが少なくありません。

そこで、被害者にも支援者にも相談窓口の情報が届くよう、英語版・ポルトガル語版のオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を作成し、市の施設への設置や、地域包括支援センターにも設置を依頼しています。

高齢者・障がい者・外国籍市民等の方々と関わりのある関係機関が日常の業務や活動の中でDVの未然防止と早期発見の視点を持つとともに、それぞれの立場にたった配慮や支援ができるよう関係機関との連携強化が重要です。

また、男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談体制についても検討が必要です。

＜取組内容＞

◆高齢者・障がい者・外国籍市民等への支援の充実

高齢者、障がい者、外国籍市民等のDV被害について、早期に発見できるよう、窓口の連携強化に努めます。

(1)支援情報の提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室】

- ・外国籍市民の状況を考慮して、多言語によるオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を作成、設置をし、外国籍市民へ相談窓口の周知を図ります。

(2)相談体制の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室】

- ・窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。
- ・被害者・支援者への相談窓口の情報提供に努めます。



(3) 男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、共創まちづくり課】

- ・ 男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。
- ・ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保するよう努めます。



基本目標Ⅲ 安全体制の充実

被害者の生命または身体の安全を守るため、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくことが必要であり、状況とニーズに応じた対応を行うことが重要です。

また、相談員などの支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、安全確保に努めます。

【今後の取り組み8】緊急時の安全確保★

＜現状と課題＞

男女平等推進センターでは、相談を受けるとともに、一時保護^{※8}や保護命令^{※9}などの安全確保について情報提供や書面作成援助を行っています。

被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは、関係機関と連携し、被害者の立場を考慮しながら安全に一時保護につなげています。また、一時保護施設や、必要に応じて警察、裁判所など関係機関への同行支援も行っています。

また、同伴する子どもが心的外傷を受けているような場合には、児童相談所、子ども・子育て課、教育委員会、学校等関係機関が連携して子どものケアを行うなどの保護と援助に取り組むなど、被害者一人ひとりの事情に配慮した対応が円滑に行われることが大切です。

※8 一時保護＝都道府県の役割としてDV防止法に規定されている。都道府県が運営する婦人相談所に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。

※9 保護命令＝DV防止法により、被害者が、配偶者からのさらなる身体及び精神に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び生活の本拠を共にする交際相手、元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」及び「退去命令」がある。再度の申立てが可能である。

1 接近禁止命令

(1) 被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令で、期間は6か月。

(2) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者と同居する未成年の子又は親族等の身边につきまといたり、子又は親族等の学校、住居、勤務先等の近くを徘徊したりすることを禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。



2 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

3 退去命令

被害者と加害者が生活の本拠をとともにする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊の禁止を命ずる命令で、期間は2か月。

<取組内容>

◆関係機関との連携による安全確保

- (1) 緊急に必要な場合は、警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
- (2) 一時保護されるまでの間の緊急避難先の確保に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (3) 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無など様々な状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、子ども・子育て課、学校教育課】
- (4) 被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

◆安全確保のための情報提供

保護命令申立手続きの情報提供支援、書面作成援助【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

【今後の取り組み9】被害者等に関する情報保護

<現状と課題>

男女平等推進センターでは、住民基本台帳等について、本人以外からの請求については原則閲覧させない等の支援措置を講じるための情報提供や証明書の発行を行っており、関係課と連携し被害者に関する情報保護に取り組んでいます。

加害者から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援しているものの氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮し、安全に管理していくことが重要です。



＜取組内容＞

◆被害者等の情報管理の徹底

- (1) 被害者保護のため、DVの支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に関係する各機関・各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理の徹底に努めます。
【市民課、納税課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、学校教育課】
- (2) 支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理の徹底に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】



基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の強化

本市では、それぞれの関係課において相互に連携しながら、切れ目のない被害者の自立支援に努めています。

被害者が自立して生活しようとする際、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する体制づくりをさらに強化していく必要があります。

また、避難後、被害者（家族）だけでの生活に不安がある人もいることから、孤立しないように必要な支援を受けることができることも大切です。

【今後の取り組み 10】被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★

＜現状と課題＞

DVが被害者の心身へ与える影響は大きく、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して、強い不安や負担感を持ち、自身で様々な手続きを行うことが難しい場合もあり、きめ細やかな対応が必要です。そこで、被害者が関係課の窓口ごとにDV被害等の事情を説明する負担を軽減するため、相談共通シート及び手続きチェックシートを活用や、相談員の同行支援を行ってきました。引き続き、被害者の意思を尊重し自己決定していけるよう、支援を円滑に行うことが求められます。

＜取組内容＞

◆関係課の連携強化による適切な支援

- (1) 自立支援策を総合的に支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・ 庁内DV対策関係課会議の開催
 - ・ ケース会議への参加
- (2) 相談共通シート及び手続きチェックシート、「DV対応マニュアル(仮称)」の活用【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】＜再掲＞

【今後の取り組み 11】生活再建に向けた支援

＜現状と課題＞

DVから逃れた被害者とその子ども等の自立を支援するためには、まず安全な生活を確保する必要があります。新しい住まい探しを支援し、被害者のニーズに応じた福祉施策や就業に関する情報提供が必要です。



＜取組内容＞

◆住宅の支援

被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。【建築住宅課】

◆生活の支援

(1) 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図ります。また、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。【社会福祉課、子ども・子育て課、保険年金課、関係各課】

(2) 民間支援団体による生活支援の情報提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

◆就業支援

被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、被害者の就業に向けた支援に努めます。

(1) 就業に関する情報提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

(2) 母子家庭自立支援給付金の活用による支援【子ども・子育て課】

(3) 就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実【子ども・子育て課】

【今後の取り組み１２】子どもに対する支援

＜現状と課題＞

児童虐待防止法では、DVの環境に子どもを置くことが心理的虐待であるとしています。したがって、子どももDV被害者であるという認識をもって、関係機関が協力・連携しながら、子どもが安心して安定した生活を継続できるよう支援することが必要です。

＜取組内容＞

◆子どもの安全保護と心のケア

(1) 保育、就学等に関する支援【子ども・子育て課、学校教育課】

・被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。

・児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。

(2) 子どもの心のケア【子ども・子育て課、学校教育課】

・DVのある家庭で育った子どもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。



【今後の取り組み 13】心身の健康回復に向けた支援

＜現状と課題＞

DVによる心理的影響は根深く、その回復には時間がかかります。被害者が心身の健康を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

＜取組内容＞

◆被害者の心身のケア

- (1) 被害者への個別カウンセリング【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (2) 心の回復に向けた講座【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (3) 自助グループの活動支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (4) 心の健康相談【社会福祉課、健康増進課】



基本目標Ⅴ 暴力を許さない高岡ネットワーク

DV問題は、市民の人権や生命に関わる問題であり多くの部署が連携して実施する必要があることから、本市では、高岡市男女平等推進市民委員会、高岡市男女平等推進庁内連絡会議において、効果的な施策について審議し、DV対策を総合的に推進しています。

また、被害者に寄り添った支援を行っていくため、個別の事案において、円滑な体制をとれるよう、関係機関との更に緊密な連携・協力体制が必要です。

さらに、被害者の多様なニーズに対応するためには、民間支援団体による支援が重要な役割となっています。DV対策を効果的に進めるためには、民間支援団体と連携して問題解決にあたることが不可欠であり、民間支援団体の活動を支援していくための取り組みが必要です。

本計画に基づき、市、関係機関そして民間支援団体との連携協力、「暴力を許さない高岡ネットワーク」を強化しながら、暴力を許さない社会づくりを推進していきます。

【今後の取り組み 14】計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

＜現状と課題＞

警察、女性相談センター、児童相談所などDV対策関係機関、民間支援団体との連携や、関係部署で構成する男女平等推進庁内連絡会議において、DV防止や被害者支援について庁内外の連携を図っています。今後も、相互に協力しながら、被害者の保護や自立支援などを行っていく必要があります。

＜取組内容＞

◆計画の推進

- (1) 高岡市男女平等推進市民委員会の開催【男女平等・共同参画課】
- (2) 計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等での公表【男女平等・共同参画課】

◆関係機関の連携強化

- (1) 高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議開催【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換など行います。
- (2) 県との役割分担・相互協力【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
 - ・県と連携しながら、広報・啓発活動や被害者支援に努めます。



(3) 高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】

- ・関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援の情報交換、また職員の研修などに取り組みます。

(4) 近隣自治体との連携【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・近隣自治体のDV担当者と相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外から相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。

(5) 加害者対策のための連携【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

- ・加害者に関する国・県・市町村・民間団体の調査・研究の動向を把握します。

【今後の取り組み 15】民間支援団体との連携強化、支援★

＜現状と課題＞

本市での民間支援団体は、豊富なノウハウやネットワークを生かし、自立のための物資提供・支援金貸付、DV被害者支援講座や自助グループの開催など、行政による支援が届きにくい部分を担っています。民間支援団体は、活動を通じて被害者が抱える問題やニーズを把握しやすい立場にあり、柔軟に対応できることから、市と民間団体とが連携・協力し、被害者の多様な状況に応じた支援を推進していくことが重要です。

また、「被害者への物資提供活動」は被害者への支援はもちろん、提供者等にとって、被害者支援の啓発や参加意識につながっています。

＜取組内容＞

◆民間支援団体との連携強化

施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

◆民間支援団体への支援

- (1) 民間支援団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (2) 民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

【今後の取り組み 16】苦情に対する適切な対応

＜現状と課題＞

DV相談などの被害者から苦情があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理することが大切です。苦情については、関係各課と共有し、必要に応じて今後の職務に生かしていくことが大切です。

＜取組内容＞

- ◆苦情に対する適切な対応【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】